

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻60号 93/1 〈1部100円〉 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131
市芦反弹圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

日程／2月9日(火)AM10～12 小林反対尋問

結審に向けていよいよ正念場

市芦救援会事務局

私達の反弹圧闘争も七年目の春を迎えようとしています。この間、私達は前田証人（処分当時校長）と小林証人（処分当時市教委管理部長）の処分者側の二人の証人に、じっくりと時間をかけて反対尋問することによって、処分者側の主張の根拠に打撃を与え、配転の合理的理由など何一つない事を、彼らの証言でもって明らかにしてきました。

処分者側は、処分以来一貫して私達の配転について、「単なる配置換えで、本人の同意は不必要」と主張してきました。ところが昨年、小林証人はとうとう従来の主張を覆し、「本件処分は人事異動に関する市規則の中の転職にあたる」と認めざるを得ませんでした。このことは、処分根拠そのものを処分者側証人が覆したことであり、処分の違法・不当性が一層明白になりました。小林証人にとって、私達の追及がかなり重圧になっていた事は、審理途中で突然逃亡するという態度からも疑う余地はありません。

さて、反対尋問もあと二回ぐらいで終り、いよいよ私達が立証する段階が近づいてきました。立証は証人も絞って、重要な点だけを集中して行い、早期の結審と職場復帰をかちとりたいと思います。

私達が優勢に審理を進めているとはいえ、公平委員会も行政の一機関という側面から、決して見通しは甘くありません。公平審の公正裁決を求めて、今年はいよいよ正念場ということになります。本年も皆様方の御支援をよろしく願っています。

も／く／じ

第44回公開口頭審理報告

教育委員会議事録を無視、伝聞で「指導員」職を発令と証言 2

総括集会報告

＜村田弁護士＞ 6

市芦反弹圧闘争・公平委員会審理経過報告

乱心めさるな 教育委員会殿 7

冬季一時金カンパのお願い 8

活動日誌＜抜粋＞ 6 / 後記 8

第四十四回公開口頭審理報告

教育委員会議事録を無視
伝聞で「指導員」職を発令と証言

市芦救援会事務局

去る一〇月二三日、在間弁護士により吉岡・石橋両先生の配転に関して、村田弁護士からは森村先生の配転に関して、小林元管理部長に対する反対尋問の続きが行なわれました。前回、証言に詰まって審理延から逃げ出すという珍事ややってのけた小林証人は、市当局周辺からその対応のまずさを注意されたのか、今回は借りてきた猫のように大人しくしていました。しかし、肝心の証言については追及をはぐらかすことにのみ専念し、はぐらかせないとみるや、「知りません」「覚えていません」を連発する姿勢に変わりはありませんでした。

まず、吉岡・石橋両先生の上宮川文化センターにおける勤務時間が、午後二時から午後一〇時までという変則勤務を本人・組合との協議もなしに一方的におしつけたことに対して追及しました。小林証人は自分の決裁印のある書類が証拠として出されながら、「二人の上司がやったことだ」と見苦しい責任転嫁しかできませんでした。

次に、森村先生の配転に関して、「指導員」という職名が設けられた昭和五五年（この年、大角、滝山、森村三先生の市教委への第一次強配は、三名とも指導主事職であった）当時の教育委員会議事録を書証として今回は「指導員」としたことの不当性を追及しました。

議事録では、「指導主事職で基準に満たないので指導員とした」と当時の教育長が答弁しているのです。

証人は、指導員職を設けた教育委員会議事録を「見ていない」と言い、正式の委員会でない協議会で出された話を聞いて判断したと証言。記録にあることは知らなくて、記録にないことで判断するという御都合主義に証人らしさが出たといえます。

さて、小林証人に対しては足かけ四年の反対尋問を継続していますが、長く時間をかけた中で、処分者側の主張のずさんさを明らかにできたと思われています。小林証人への反対尋問はあと二回ぐらいで終る予定です。

配転基準も理由も証言できず

審査長 本日、甲第一九五、一九六号証提出。在間弁護士（以下、在間と略） 石橋先生の上宮川文化センターへの配転に関して、甲第六〇号証を示します。昭和六二年三月末の市芦高校在籍教員の勤続年数をまとめたものです。数学・理科で一番長い人は四方さんで、河村さん、深沢さん、西田さんと続き石橋さんとなる。年数の長い人を異動の対象にしたとの証言でしたが、なぜ石橋さんを選ばれたのか。

小林証人（以下、小林と略） 異動をする際、勤続年数だけで考えたのではなしに、いろんな要素を考慮して、四方さんが長い、だいたい一〇年以上の方と考えたので、それ以上は忘れしました。

在間 前田（元校長）証人も、理数系で年数が長い人を選んだと証言しますが、石橋さんよりも適任と思われる人が何人もいるので聞いているんですよ。

小林 今いったことしかいえませんが・・・あの、三年持ち上りで卒業させたことも配慮したんではないかと思いますが、他にも理由があったと思います。

在間 その他の理由を尋ねていますが、結局、今いわれた理由しか思いうかばないと。

小林・・・はい。

異動直前に半年前の
組合会議参加で処分

在間 異動の直前に、石橋さんを処分したことはご存知ですね。

小林・・・どんな。

在間 甲第七〇号証、昭和六二年三月一二日付で、理由は昭和六一年九月五日に三時間五七分欠勤したとして、訓告処分に処せられていますが。

小林・・・あったと思います。

在間 無断職場離脱というような趣旨でしょうが、それ以上の中味はご存知ですか。

小林 今読ましてもらったことしか。

在間 教職員組合の西阪神支部執行委員会に行ったことでの処分であるということは御存知でしたか。

小林 えっと、そうだったと思います。

在間 三月一二日付ですが、事実のあった翌年で、異動のあった年の三月で、時期的には符合するのですが、この事実については異動にあたって何らかの検討材料になったのか。

小林・・・別に、それはなかったと思う。

在間 前田校長とのヒヤリングは三月二五日頃で、その中でこの処分の話はできましたか。小林 それは処分した時に言ってるので、その後に話をしたかおぼえてません。

辞令交付時に変則勤務を一方的に通告

在間 石橋さん吉岡さんの上宮川文化センターでの勤務時間について、四月一日に辞令を渡された時、何かやりとりをしてみてください。

小林 吉岡さんが何かおっしゃってました。在間 本人から質問があつて、あなたはその時に、午後二時から夜の二〇時頃になるという話をされてるんですが。

小林・・・おぼえてません。

吉岡 言うたやない！

在間 時間の話をしたことも忘れたんですか。小林 わすれたといえば、わすれましたね。

傍聴者（以下、傍と略）（笑）いいかげんなことというな！

審査長 一般的に辞令交付の時は、先方に行つてからの時間の条件等について話をするのが普通なんですか。

小林 辞令交付の時にはあまり話しません。

吉岡 ほかの所はかわらへんからね。

在間 異動にあつて、吉岡さんが当時病欠をくり返していたことは検討しましたか。

小林 よくおぼえておりません。

在間 上宮川文化センターの勤務時間について、後で九時から五時になったということですが。小林 市長部局の問題ですので、私はかわ

ってなかったと思いますけど。

在間 すると、センターが決めることで、教育委員会は一切関知してなかったということですか。

小林 そこまではよう言いませんが、同和教育課とセンターがよく話をしてるので、そこの話はあったかもしれないが、私は一切してない。

在間 すると、センターに異動した後の勤務時間は、誰が決めるのですか。出向でしょう。小林 はい。直属の上司が決めると。

在間 役職は。

小林 特定はできませんが、部長、課長、係長がおりますから。

傍 係長が決められるんか！

勤務時間変更は教委も協議

在間 文化センターでの勤務時間は教委の決裁事項ではないのか。

小林 協議事項としてまわってきたら。

在間 市長部局の方が決裁するのか。

小林 する場合もあるし、しない場合もある。在間 これも吉岡さんに対する勤務時間変更の書類ですが、これも知りませんか。

小林 知りません。

在間 甲一六七号証を示します。

寺内 これ公文書でしょ。どうして出てくる

のですか。(騒然)

在間 吉岡さんが文化センターの上司から貰った書類です。

審査長 こちらの主張はコピーを当局側から貰ったという主張ですが、

在間 六三年二月九日から三月二五日の間の勤務時間の変更について教委の決裁でしょう。小林 六三年二月九日から三月二五日の決裁ですね。こういう決裁があるんやったら事前に言ってください。私もはっきり覚えていない。(爆笑)

在間 一六七号証では勤務時間の変更について教委も決裁しておられる。だから、これ以前にも同じような書類があるはずですよ。

小林 そうかもわからんけど。

在間 こういう形の教委の勤務時間の変更について、あなたは知らないようにおっしゃっているが、こういう決裁をとっているのではないですか。

審査長 こういうことについて決裁をなされた記憶はあるんですね。

小林 いやありません。

在間 一六七号証のこの決裁印はあなたに間違いありませんね。

小林 ちょっと待ってください。文化センター長の印がないですね。

在間 知りません。私が聞いているのはこの印鑑はあなたの印鑑ですか。

思うんですが。

小林 はい。

村田 それ以降、みられたことはないんですか。

小林 教育委員会の議事録をですか。多分、見てないと思いますけど。

村田 甲第一九四号証を示します。これは前回提出してあるんですが、ご覧になりましたか。

小林 いえ、見ておりません。

村田 これは公開されている文書を手書きで写してきて、後ほどこちらでタイプしたものですから、原本はこのとおりのタイプ様式ではない。そういう前提でご覧になって下さい。二ページ目の上段に書いてありますけど、昭和五五年三月二八日、第十二回臨時委員会会議録という書類なんです、ご覧になったことないですか。

小林 はい、ありません。

村田 前回提出しておりますけれども、処分者側から見せてもらった事もない訳ですか。

小林 はい。(笑い)

村田 私が以前、これについて質問したんですけどね、こういった書類があるかどうかとか、当時の記録を紐解いて見ることもされなかった訳ですか、そうすると。

小林 いや、聞いておりましたので、特に確認まではしておりませんが。

小林 そうです。

昭和五五年の配置転換は知っていた

村田 まず、森村先生のことについて伺いますが、森村先生は昭和五十年四月からこの市芦に勤務しておられるわけですが、昭和五五年四月に滝山先生と大角先生と共に市教委の事務局指導部同和教育課に配置換えされたこと、これは御存知ですね。

小林 はい。

村田 この時の職名が指導主事であったこと、この時、同時に芦屋市同和教育協議会事務局に出向となったこと、これも御存知ですね。

小林 はい。

村田 その前提でお伺いしますけども、昭和六二年三月、本件の配置換えが問題になった当時、その五五年の配置換えされた理由については御存知でしたか。

小林 どうでしたかね。どの程度までの内容を知ってたかどうか、ちょっと今、思い出せませんけども、今言われたように五五年に配置転換があったということは聞いていますので、知ってました。

村田 それ以上、五五年当時の配置換の理由はお聞きになっていないということですか、覚えていないということですか。

小林 今ここで言えるほどは覚えてないと思

います。

村田 六二年一月から三月にかけて前田校長からヒヤリングをしたと、それから人事に関しては人事記録カードというのが教育委員会にあるんだと、こういった証言だったんですけど、前田校長から聞いたこともないわけですか。

小林 聞いたことないと思いますけど。

村田 人事記録カードなるものには、そういった詳細な理由は書いてないものなんですか。

小林 はい。

村田 この時は一年間でまた市芦に戻っていること、これも御存知ですね。

小林 はい。一年ぐらいだったと思いますけど。

教委会議録では指導主事職で基準に満たないから指導員

村田 それからこれも以前、質問出ておることですけども、昭和五五年に指導員という職名が設けられましたね。

小林 はい。

村田 その時の経過も簡単に聞いておる、といった証言だったと思うんですが、以前は「この指導員が置かれた時の教育委員会の議事録を見たことがありますか」という質問に対して、「ないと思う」とお答えになったと

村田 ページ数打ってありませんけども、三ページ目の下から五行目、北村委員、今市長ですな、北村氏が「指導員で置くのはこれだよいか」という質問をされている。これは指導員のことを尋ねておる訳ですね。

小林 はい。

村田 二行置いて当時の教育長が「指導主事職で基準に満たないので指導員とした」という言っておるんですね。

小林 はい。

議事録も見ずに内容を知る!?

村田 こういった経緯であったことはあなたは知らなかったという証言でしたね、以前。小林 私は五五年の経緯については聞いておるということを確認したと思いますけど。

村田 基準に満たないので指導員になったというところ、指導員という職名を置いたこと、もご存知であった訳ですか。

小林 そうではなしに、いわゆる学校教育とか学習指導関係、いわゆる学校に対する指導でなしに、広く社会教育的な仕事もやってもらうという職として指導員を設けたという具合に私は聞いておりました。だからそのように今まで証言しておったと思います。

村田 そうですね、そういった証言ですね。しかし、指導員が設けられたこの当時の五五

年の委員会会議録を見ますと、今おっしゃったような社会教育的な云々ということはいくつも出てこない。単に指導主事職で、基準に満たないから指導員としたと、この一行だけのようなんです。

小林 私がこの前証言したのは、その教育委員会の協議会の中でそういうような話をして決めたという具合に私は聞いておりましたから。だからこの教育委員会の議事録には出ていないと私は思っていました。この程度は出ておったんかどうか知りませんけど。

村田 そうすると他にも書面がある訳ですか。今おっしゃった経過で設けられたという。

小林 協議会というのは、自由に、特に記録も取らずに教育委員さんがそれぞれ寄って、いろんな自由討論をして、忌憚のない意見を交わし合うというような場として設けられますんで、その当時のそういう記録は今まで取っておりませんから。

村田 記録にないのをあなた誰から聞いたんですか。

小林 誰からと言われまして・・・(笑い)

村田 記録にあることは御存知なくて、記録にないことは知っておられる。(大爆笑)

誰からお聞きになったんでしょうか。協議会での議論の内容を聞いたというのは、小林 誰から・・・そういう特定の人は覚えてませんが・・・

総括集会報告

〈村田弁護士〉

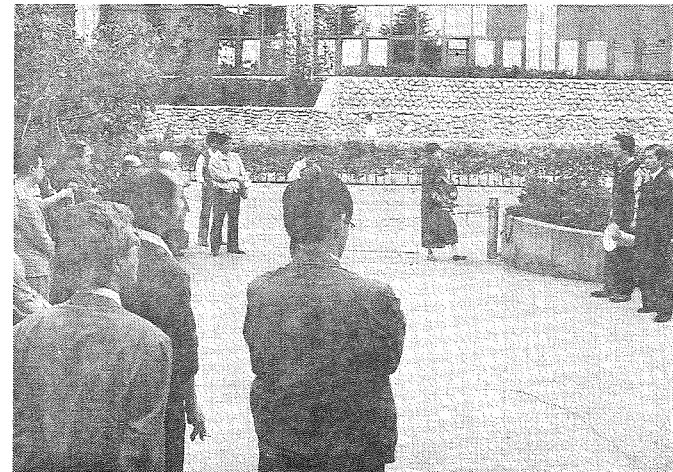
小林証人は、一月は病氣とかで欠席し、後二回は議会とかで逃亡、七月は公平委員長の制止も聞かずに逃亡してしまい、随分時間がかかってしまいました。

審理では相変らず無責任で、唯一彼ががんばるのは、「公文書をなぜそちらがもってるのか」ということしか言えず、その点での弱さを示しています。あとは知らぬ存ぜぬで通してしまおうというけしからん態度をとっています。

今後、年内の審理で、森村・麻田・深沢先生に関する反対尋問は終ると思います。但し、反対尋問の中で、例えば指導員のことにしてしる転職かどうかということも含めて様々な反対尋問をしましたけれども、馬脚をあらわしたというか、まったく論理的な答えができないという経過がありますから、多分、いろいろないいわけを代理人と相談して、最終尋問として「整合性」をはかってくるだろうと思います。しかし、これまでの経過でおわりのように、反論しようとも法的にも問題はあるし、配転等の理由も合理的理由がまったくなくないということがすでに暴露されておりますから、いかなるいいわけをしようとも回復できない

致命的な打撃を与えられているのではないかと我々は考えています。

反対尋問の後、こちら側の立証に入り、早期の結審をむかえたいと考えていますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。



活動日誌 〈抜粋〉 92.7.23～11.3

- 8・3 関西争議交流会定例会。
- 6 地労協常幹。
- 8 麦の家水泳大会。
- 10 反戦・反核・狭山市民集会。

8・11 通信No.59発送。

- 19 県教委伝達講習会反対ビラまき（兵高教）。事務局会議。
- 20 兵高教現業組合全国大会。
- 26 芦屋市民平和のつどい。
- 28 地労協納涼大会。
- 29 麦の家レクリエーション。
- 9・3 地労協常幹。
- 7 事務局会議。
- 8 宮小分会と交流。
- 12 現代史を考える会に参加。
- 16 法対会議。
- 19 地労協単組交流ボーリング大会。
- 29 地労協と国会議員、市芦組合事務所候補地視察、のち市教委と交渉、不当労働行為を抗議。
- 10・6 芦屋教育共闘会議。
- 8 地労協常幹。
- 10 宝塚作業所開き。
- 11 麦の家、芦屋秋まつりに出店。
- 12 事務局会議。
- 16 法対会議。
- 22 法対会議。
- 23 第四回公開口頭審理。法対会議。
- 24 兵高教阪神・尼崎支部合同教研集会。
- 29 法対会議。
- 30 狭山再審闘争勝利芦屋市民集会。
- 11・3 国鉄まつりに出店参加。

市芦反彈圧闘争・公平委員会審理経過報告

乱心めさるな教育委員会殿

兵高教阪神支部市芦分会・芦屋市立高等学校教職員組合

一九八六年九月二十九日に最初の処分が出てから、はや六年の歳月がすぎた。その間、入試での定員内不合格によって切り捨てられた生徒の数は八四名、退学していった生徒の数は一二名を越える。この数は、現在の学校の二学年分に相当する。

「教育改革」が破綻したいまも、市教委は「学校教育審議会」なるものをでっち上げ、入学定員の削減により、「退学する生徒は初めから入れない」との方針で「教育改革」をさらに押し進めようとしている。「教育改革」の失敗を生徒への責任転嫁によって乗り切ろうとしている。

こうした状況の中で、強制配転された九名の組合員と学校の中の組合員は、歯ぎしりをしながら公平委員会闘争を闘っている。公平審闘争の中では、選挙への政治利用のために、「教育改革」を焦った教育委員会のヒステリックな乱心ぶりが、日を追う毎に明らかになってきた。ここ一年の審理廷の成果を簡単に報告する。

懲罰人事としての「指導員」

「こいつらを指導主事にしてなるものか。指導員で十分だ」

松本元教育長、小林元管理部長、北村元教育委員長の敵意に満ちた声が聞こえてきそうだ。

指導主事としての市教委への配転は、管理職をめざす教員に取っての登竜門なのだから、生徒の権利保障を闘って教育委員会にたてついた「反乱分子」を間違っても指導主事などにしてはならないのだ。

指導主事に限らず、主事、社会教育主事、管理主事などの職員は、四〇才もすぎればほとんどが係長などへ昇進していく。ところが、市教委事務分掌規則の中で、唯一、「指導員」だけが永久に昇進できない職として定められている。

私たちは管理職にならなくとも、それが、それ以上に、教育委員会は管理職にいたくなく

い。市教委は市芦組合員の収容形態を模索し、かくして私たちは指導員として配転された。これをふつう世間では不当労働行為というのです。

さらに、私たちを降格人事として扱ったという証拠がある。教育委員会は、処分と同時に、人事に関する教育委員会会議録を片っ端から封印した。ところが、気づかずに封印しそこねたのか、指導員制度を新設したとき（一九八〇年）の会議録が公開されており、「経験がみたないために指導員とした」との、指導員の位置づけをした当時の教育長の答弁を私たちは入手した。

主事に対する主事補、指導主事に対する指導員、「指導主事補」とでもいうべき「指導員」。「経験豊富な中堅教員」（小林証言）を指導主事の格下に位置づけた教育委員会は、懲罰、見せしめとしたつもりであったのだから、私たちに、大きな反響材料を提供してくれている。正当な理由無き降格人事は違法なのだ。

行政機構からの排除のための「指導員」

現在の芦屋市の中に、市芦の被強配者以外には誰一人として「指導員」はいない。市芦組合員の収容のために指導員はあるかのよう

小中学校出身の教職経験六・七年、三〇才にもならない教員が指導主事として配置されており、また、市芦の第一次強制配転（一九八〇年）で指導主事だった組合員が今回は指導員とされている。指導員を排除するため、校長会、教頭会などには「指導主事以上」が召集される。

また、市芦組合員は全員が教育委員会所管の「出先機関」に配置されている。配転先は、市立図書館、上宮川文化センター、打出教育文化センター、愛護センター、体育館、美術博物館、谷崎記念館、市民センターなど。市教委事務局「本丸」には誰ひとりいていない。

教育委員会の主要機関・会議から私たちを合法的に排除するための苦肉の策、それが『指導員』なのだ。

これらのことから、この配転が、正当な公務の必要性からではなく、別のことを意図した不当配転であることが、審理廷でしだいに明かにされてきた。

「単なる配置換え」か「転職処分」か

「教諭という教職員」を「指導員という事務職員」に配転することは、職種の変更を伴うものであり、本人の同意を必要とする。これが、不服申立の柱の一つであった。市教委

は、「この配転は、単なる配置換えであり、本人の同意は必要としない」と、処分の正当性を主張していた。ところが、審理廷での追及によって、小林証人は「本件処分は人事異動に関する規則の中の転職にあたる」と認めた。

一方、「職名に関する規則」は、「教諭は教職員、指導員は行政職員」と職種を大きく区別し、「任用規則」は、「教職員とは校長、教諭、養護教諭、助教諭」と規定した上で、「教職員でないものを教職員にすることは採用」と定めている。そうすると、『指導員』の私たちはすでに教職員ではないのだから、市芦の教諭に復帰するには、再び教員採用試験を受けて「採用」されねばならないことになる。こうした身分上の扱いは、教育への権力介入を排除するために「教員の身分は尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない」とした教育基本法に違反する。

本人の意志に反して配転を強行するために本来「転職」として扱わなければならない人事異動を、「事務報告書」にみられるように、芦屋市と芦屋市教委は一貫して「配置換え」として扱ってきたことが審理廷で明らかにされた。

追及がここまできたとき前代未聞の珍事が起こった。傍聴の多くの市民や研修にきていた他市職員の前で、審査長の制止を振り切っ

て、小林証人は審理廷から逃亡してしまった。

一九八八年の九人めの強制配転以降、ただの一人も同種の配転は行われていない。おまけに、九人の申立人の内、すでに五人が再配転を受けている。強配以降、市芦からは九人以上の転出者が出ているにもかかわらず、誰一人市芦へ復帰させていない。時間の経過とともに、ますます不当労働行為性が明らかになっている。

一九九二・一一

（芦屋地労協定期大会用ビラ）

冬季一時金カンパのお願い

寒い日が続きますが、会員の皆様方には平素より市芦反弾圧闘争に温かい御支援をいただき、誠にありがとうございます。

今年はいよいよ私達が立証する段階がきました。早期結審へ向けて、この一年が大きな正念場となってきました。今後の審理闘争を支えるべく、カンパと会費の定期的振込みをよろしくお願いいたします。

振込先 郵便振替口座

神戸七二二一四八八

後記

後記 通信発行が大変遅れてしまい、会員の皆様には大変御迷惑をおかけしました。今年は私達の生の声を届ける通信を目ざします。